

京都市上下水道局職員服務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年10月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第1号

京都市上下水道局職員服務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員服務規程の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「何人に対しても」を削り、「氏名」を「姓」に改める。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)